

海の中道海浜公園海洋生態科学館
改修・運営事業

募集要項

平成 26 年 12 月

国土交通省九州地方整備局

目次

1.	募集要項の公表日	1
2.	契約の担当官	1
3.	担当部局.....	1
4.	募集要項等	1
5.	事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	2
(3)	公共施設等の管理者.....	2
(4)	事業目的.....	2
(5)	立地・本施設に関する事項.....	3
(6)	事業概要	4
(7)	事業方式.....	4
(8)	事業期間	4
(9)	本事業の収入及び費用に関する事項	5
6.	民間事業者選定の手続き	5
(1)	選定スケジュール	5
(2)	有識者委員会の設置.....	6
7.	応募者の参加資格要件.....	6
(1)	応募者の構成.....	6
(2)	応募者を構成する企業に共通の参加資格要件.....	7
(3)	設計企業の参加資格要件.....	8
(4)	工事監理企業の参加資格要件	9
(5)	維持管理企業の参加資格要件	9
(6)	運営企業の参加資格要件.....	10
(7)	改修工事实施予定者との契約要件	10
8.	募集要項等に関する現地見学会の開催	10
9.	募集要項等に関する質問受付及び回答の公表	11
(1)	第一次審査に関する質問の受付.....	11
(2)	第一次審査に関する質問回答の公表	11
(3)	募集要項等に関する質問の受付（第1回）	11
(4)	募集要項等に関する質問回答の公表（第1回）	11
(5)	募集要項等に関する質問の受付（第2回）	12
(6)	募集要項等に関する質問回答の公表（第2回）	12
10.	第一次審査.....	12
(1)	第一次審査資料の受付	12
(2)	参加資格確認基準日	12

(3)	第一次審査及び審査結果の通知.....	13
(4)	参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答.....	13
(5)	応募の辞退.....	13
1 1.	第二次審査.....	13
(1)	第二次審査資料の受付.....	13
(2)	ヒアリングの実施.....	14
(3)	選定事業候補者の決定方法.....	14
(4)	審査結果の公表.....	14
1 2.	応募に関する留意事項.....	14
(1)	募集要項等の承諾.....	14
(2)	費用負担等.....	14
(3)	通貨及び単位.....	14
(4)	応募者の提出書類.....	14
(5)	提出書類の取扱い.....	14
(6)	九州地方整備局からの提示資料の取扱い.....	15
(7)	応募者の複数提案の禁止.....	15
(8)	応募の無効.....	15
1 3.	契約手続き等.....	15
(1)	基本協定の締結.....	15
(2)	SPC の設立.....	15
(3)	事業契約の締結.....	15
1 4.	契約保証金.....	16
1 5.	事業契約に関する事項.....	16
(1)	SPC の権利義務等に関する制限.....	16
(2)	九州地方整備局と SPC の責任分担.....	16
(3)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
(4)	付保する保険.....	17
1 6.	事業実施に関する事項.....	17
(1)	誠実な業務遂行義務.....	17
(2)	事業期間中の SPC と九州地方整備局の関わり.....	17
(3)	モニタリング.....	17
(4)	財務書類の提出.....	17
(5)	金融機関等と九州地方整備局との協議.....	18
(6)	九州地方整備局を担保権者とした担保権の設定.....	18
1 7.	その他.....	18
(1)	特定事業の取り消し.....	18
(2)	株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて.....	18
(3)	情報提供.....	18

九州地方整備局は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施する能力を有する民間事業者を決定し、当該民間事業者が設立する事業者の本事業を実施させることを計画している。

「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業募集要項」（以下、「本募集要項」という。）は、本事業を実施する民間事業者を募集及び決定するにあたり公表するものである。本事業に応募する者（以下、「応募者」という。）は本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

1. 募集要項の公表日

平成26年12月11日（木）

2. 契約の担当官

九州地方整備局長 金尾 健司

3. 担当部局

九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

所在地：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

TEL : 092-471-6331（代）

FAX : 092-471-6397

E-mail : aquarium-pfi@qsr.mlit.go.jp

4. 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑥までの書類（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）により構成される。これらの書類は、本事業を実施する民間事業者の募集及び決定にあたり、応募者が提出する書類（以下、これらを総称して「提出書類」という。）作成の前提条件であり、事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものである。

また、必要に応じて配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものとする。

① 本募集要項

② 「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）

③ 「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 基本協定書（案）」（以下、「基本協定書（案）」という。）

- ④ 「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 事業契約書（案）」（以下、「事業契約書（案）」という。）
- ⑤ 「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 事業者選定基準」（以下、「事業者選定基準」という。）
- ⑥ 「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集」（以下、「様式集」という。）

本募集要項等は、平成 25 年 6 月 17 日に公表した実施方針（添付資料を含む。以下、「実施方針」という。）及び実施方針に関する質問回答等を反映したものであるが、募集要項等と実施方針及び実施方針に関する質問回答等に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

5. 事業の概要

本事業は、募集要項等に従い、以下に示す業務を実施するものである。

（1）事業名称

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業

（2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

海の中道海浜公園海洋生態科学館

② 種類

都市公園法に基づく公園施設（教養施設）

（3）公共施設等の管理者

九州地方整備局長 金尾 健司

（4）事業目的

国営海の中道海浜公園の公園施設である海の中道海浜公園海洋生態科学館（以下、「本施設」という。）は、平成元年 4 月に部分開館し、平成 7 年に全面開館を行っている。本施設は設置以来、九州地方整備局と独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）による設置管理協議の下、設置目的である日本海西部における海洋生態に係るレクリエーション、教育、研究の拠点としての役割を果たしてきた。一方で、当初開館後 25 年が経過し、施設・設備の老朽化が進行している。

本事業は、機構に代わり民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な修繕・更新を行うとともに、本施設の設置目的を踏まえ長期的な管理・運営を行うことを目的とする。

本事業の実施にあたっては、本施設が国の設置する都市公園の公園施設であり、公共施設と

して広く一般の利用に供されるものであることを踏まえ、引き続き教養施設としての教育・研究機能を発揮する必要がある。

(5) 立地・本施設に関する事項

① 海洋生態科学館

所在地	国営海の中道海浜公園内（福岡県福岡市東区西戸崎 18-28）
竣工	I 期工事：平成元年、II 期工事：平成 7 年
構造	（躯体）RC 造 一部 S 造、SRC 造（屋根）膜構造
延床面積	21,400 m ²
建築規模	地上 4 階、地下 1 階
利用料金	大人 2,160 円、年間パスポート 4,420 円 その他団体割引等あり

項目	主な施設・設備
建築本体	躯体（RC 造 一部 S 造、SRC 造）・膜屋根・外部タイル仕上げ
衛生設備	受水槽、湧水槽、汚雑排水槽、消火水槽、トイレ衛生機器、消火設備
熱交換器	熱交換器、冷凍機
電気設備	受変電設備、放送・映像設備、配電盤、自家発電機設備
	エレベーター 3 基（油圧式）、自動火災報知設備、中央監視設備
水槽	総水槽数 78 槽、総水槽容量約 6,500 m ³
空調設備	空調設備、冷却塔
ろ過設備	ろ過槽数 171 槽（圧力式、重力式）、総ろ過槽容積約 610 m ³
	海水貯留槽（容量 600 m ³ ×2）、海水受水槽・排水槽、水質調整設備

② 駐車場

面積	約 15,000 m ²
駐車可能台数	大型 18 台
	普通 382 台
	身障者 8 台
利用料金	大型車 1,550 円
	普通車 520 円
	原動機付自転車・自動二輪車 260 円
	年間パスポート利用普通車 420 円
	年間パスポート利用原動機付自転車・自動二輪車 210 円

※上記①②の利用料金は平成 26 年 12 月現在のものであり、応募者の提案に基づき、九州地方整備局との協議及びその承諾を経て設定される。

(6) 事業概要

本事業を実施する事業者として九州地方整備局より決定された民間事業者（以下、「選定事業候補者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」（Special Purpose Company）という。）を設立し、SPC は以下の業務を実施する。

① 設計業務

- ・設計業務
- ・その他関連業務

② 改修工事業務

- ・改修工事業務
- ・その他関連業務

③ 工事監理業務

- ・工事監理業務
- ・その他関連業務

④ 維持管理業務

- ・水族館維持管理業務
- ・駐車場維持管理業務
- ・警備業務

⑤ 運營業務

- ・水族館運營業務
- ・駐車場運營業務
- ・飲食物販業務

(7) 事業方式

SPC は本施設を改修し、維持管理及び運營業務を行う、RO（Rehabilitate-Operate）方式により本業務を実施する。また、SPC は事業契約締結後、本施設の改修工事業務を行う予定の者（改修工事実施予定者）を選定し、発注する。本施設は九州地方整備局が所有し、SPC は九州地方整備局から都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可を受けるものとする。設置管理許可の期間は 10 年を予定しているが、許可の条件を満たす事業継続がなされることを前提として更新を行い、維持管理・運營業務期間にわたって許可を与えるものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 48 年 3 月 31 日までの期間（約 20 年間）とする。現事業者からの引継ぎ期間は平成 28 年 1 月～3 月を想定している。

また、維持管理・運営期間（改修工事期間含む。）の開始日は平成 28 年 4 月 1 日を予定している。

維持管理・運営期間中の各改修工事の実施内容、時期等については、民間事業者の提案と

する。ただし、SPC が本施設の開館までに行う初期の改修工事のうち本施設の閉館が必要となるものについては、平成 28 年度中に着手し概ね 1 年以内を目途に開館するものとする。

(9) 本事業の収入及び費用に関する事項

① SPC が実施する業務について

SPC が実施する業務に係る費用は、本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。なお、九州地方整備局は、事業契約書に特段の定めがある場合を除き、SPC に対して本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。

② 資産の譲受けについて

SPC は、維持管理・運營業務の実施に先立ち、本施設の営業を現在行っている事業者（以下、「現事業者」という。）が所有する生物資産等を譲り受けるものとする。生物資産の譲受金額は 74,000,000 円（税抜き）程度を見込んでおり、募集要項等公表後の生物資産の増減分にかかる譲受金額の見直し及び生物資産以外の譲受金額については、SPC と現事業者との間で協議を行うものとする。SPC は、現事業者との間で合意した金額で売買契約を締結する。譲受けに係る費用は、本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。

③ 土地・施設使用料について

SPC は、九州地方整備局に土地・施設使用料を納めるものとする。SPC は毎年度、都市公園法施行令第 20 条第 1 項に基づく土地・施設使用料を納めることとし、事業期間中に金額の変更は予定していない。年間の土地・施設使用料の金額は 16,783,000 円（税抜き）を予定している。土地・施設使用料は本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。

6. 民間事業者選定の手続き

(1) 選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは概ね下表のとおりである。

日程	内容
平成 26 年 12 月 11 日～12 月 18 日	第一次審査に関する質問受付
平成 26 年 12 月 11 日～12 月 26 日	募集要項等に関する質問受付（第 1 回）
平成 26 年 12 月 18 日	募集要項等に関する現地見学会
平成 27 年 1 月 9 日	第一次審査に関する質問回答
平成 27 年 1 月 19 日	第一次審査資料の提出期限
平成 27 年 1 月 30 日	募集要項等に関する質問回答（第 1 回）
平成 27 年 2 月 3 日	第一次審査結果の通知
平成 27 年 2 月 4 日～2 月 9 日	募集要項等に関する質問受付（第 2 回）
平成 27 年 2 月 27 日	募集要項等に関する質問回答（第 2 回）
平成 27 年 3 月 30 日	第二次審査資料の提出期限
平成 27 年 6 月	選定事業候補者の決定
平成 27 年 7 月	基本協定の締結
平成 27 年 8 月	事業契約の締結

(2) 有識者委員会の設置

九州地方整備局は、選定事業候補者の決定にあたり、PFI 法第 11 条に定める客観的な評価を行うために、「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業有識者委員会」（以下、「有識者委員会」という。）を設置した。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。なお、有識者委員会の開催は非公開とする。

有識者委員会 委員

包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
亀崎 直樹	岡山理科大学生物地球学部教授 (前・神戸市立須磨海浜水族園園長)
香野 剛	公認会計士
敷地 健康	弁護士
田上 健一	九州大学大学院芸術工学研究院准教授

(五十音順、敬称略)

7. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、5.(6)に示す①、③、④、⑤の業務を実施することを予定する単独または複数の企業によって構成されるものとする。応募者を構成する企業（以下、応募者のうち SPC に出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。なお、水族館運営業務に携わる運営企業は、本事業の構成企業であるものとする。
- ② SPC への出資については、以下の要件を満たすこととする。
 - 1) 代表企業が出資者中最大の議決権を有するものとし、代表企業又は構成企業である株主が SPC の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。なお、SPC へ出資のみを行う第三者も認めることとする。
 - 2) SPC の株主は、原則として、本事業の事業契約が終了するまで SPC の株式を保有することとする。なお、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得るものとする。
- ③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、5.(6)に掲げる①、③、④、⑤の業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。また、本事業の実施に際し 5.(6)に掲げる業務以外の業務を担う企業を提案し、代表企業、構成企業又は協力企業として応募者に含めることは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。なお、応募者を構成する企業のうち 1 社が、5.(6)の①、③、④、⑤に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、①、③、④、⑤の各業務について、業務範囲を明確にしたうえで応募者の代表企業、構成企業及び協力企業の間で分担すること

は差し支えないものとする。ただし、同一の者（ただし、SPCは除く。）又は資本面若しくは人事面において関連のある者が、改修工事業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

- ④ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定までの期間を除き、代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、九州地方整備局と協議するものとし、九州地方整備局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 上記③及び⑥において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業が相手方の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている場合の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員が相手方の代表権を有している役員を兼ねている場合の企業をいう。

（2）応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

応募者を構成する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年3月9日法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、破産法（平成16年6月2日法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき会社整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に国土交通省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ③ 第一次審査資料の受付期間の最終日から選定事業候補者の決定の日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 九州地方整備局が本事業に関する検討を委託した者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに同社が本事業に関するアドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所（法務アドバイザー）、又はこれらの者と資本面若しくは人事面

において関連のある者でないこと。

- ⑤ 6. (2) の有識者委員会の委員が属する団体又はその団体と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑥ 暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。
- ⑦ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 上記④及び⑤において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業が相手方の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている場合の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員が相手方の代表権を有している役員を兼ねている場合の企業をいう。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計業務に携わる企業（以下、「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- ① 九州地方整備局の平成 25・26 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して実施する場合にあつては、いずれの設計企業においても、上記①及び②を満たしていること。
- ④ 次に示す管理技術者及び各主任担当技術者を配置すること。
 - ・ 管理技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については、一級建築士であること。電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。
 - ・ 管理技術者及び各主任担当技術者については、各改修工事設計完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、募集要項等に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。
 - ・ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ 1 名とし、互いに兼務することは認めない。
 - ・ 第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。
 - ・ 管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す実績要件を有すること。
 - 1) 平成 17 年度以降に、下記 2) の業務（施設の建設工事の完成、引き渡し完了したものであつて、基本設計及び実施設計（積算の主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）に携わった実績を有すること。
 - 2) 下記に示す構造、建物規模の新築（増築を含む）工事（躯体、外装のほか、内装を含

む建築工事一式)、又は改修工事(修繕、模様替えを含む)の設計実績を有すること。

- a 構造 RC 又は SRC 造
- b 建物規模 延べ面積 15,000 m²以上

(4) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、工事監理業務に携わる企業(以下、「工事監理企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- ① 九州地方整備局の平成 25・26 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの工事監理企業においても、上記①及び②を満たしていること。
- ④ 工事監理業務は、SPC が改修工事業務に携わる企業(以下、「工事企業」という。)を自ら選定し発注した工事企業に対して行うこととなる。
- ⑤ 次に示す工事監理者及び各監理主任技術者を配置すること。
 - ・ 工事監理者及び各監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・ 再委託を行う場合は、再委託内容に該当する監理主任技術者を配置するものとし、当該監理主任技術者は、各監理主任技術者と同じ実績要件を満たすものとする。
 - ・ 工事監理者及び各監理主任技術者については、各改修工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、募集要項等に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め九州地方整備局の承諾を得るものとする。
 - ・ 各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めない。
 - ・ 第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。
 - ・ 工事監理者及び各監理主任技術者は、平成 17 年度以降に、完成・引き渡しが完了した、RC 又は SRC 構造の工事監理実績を有すること。なお、工事監理者の実績については、建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)第 5 条の 4 第 4 項に規定する工事監理者としての実績であること。

(5) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、維持管理業務に携わる企業(以下、「維持管理企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- ① 平成 25・26・27 年度における一般競争(指名競争)参加資格(全省庁共通)「役務の提供

等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。なお、一般競争（指名競争）参加資格（役務の提供等）について申請中の企業も可とするが、選定事業候補者の決定時点までに認定を受けていること。なお、認定されていない場合は、当該応募者の応募を無効とする。

- ② 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記①を満たすこと。

（6）運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、運営業務に携わる企業（以下、「運営企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- ① 平成 25・26・27 年度における一般競争（指名競争）参加資格（全省庁共通）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。なお、一般競争（指名競争）参加資格（役務の提供等）について申請中の企業も可とするが、選定事業候補者の決定時点までに認定を受けていること。なお、認定されていない場合は、当該応募者の応募を無効とする。
- ② 運営業務を複数の運営企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの運営企業においても、上記①を満たすこと。
- ③ 運営業務のうち、水族館運営業務に携わる運営企業は、日本国内で水族館又は水族館に類する施設の運営実績を有すること。なお、子会社等が運営実績を有する企業も含む。

（7）改修工事实施予定者との契約要件

SPC が事業契約締結後に選定する改修工事实施予定者については、九州地方整備局の建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けており、SPC との契約時点において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、7.（2）に規定する参加資格要件を満たしていること（ただし、7（2）③を除く。）。

SPC は発注する改修工事について、改修工事实施予定者と契約後速やかに九州地方整備局に工事企業を報告し、承諾を得るものとする。また、配置予定技術者についても報告すること。

8. 募集要項等に関する現地見学会の開催

九州地方整備局は、本事業への応募を予定している者に対し、募集要項等に関する現地見学会を実施する。

① 実施日

平成 26 年 12 月 18 日（木）10 時 00 分～

② 受付期間

平成 26 年 12 月 11 日（木）～12 月 15 日（月）17 時まで

③ 作成方法

様式集の様式 1「募集要項等に関する現地見学会申込書」を用いること（Microsoft Word2000 以上で対応可能なバージョンにより作成すること。）。

④ 提出先

電子メールの添付ファイルとして、上記 3. の担当部局に送信し、送信後、電話により着信を確認すること。

詳細については、申込書受領後に各希望者に電子メールにより通知する。

なお、現地見学会への申し込みは原則として、10. の第一次審査資料の提出を予定する者のみとする。

9. 募集要項等に関する質問受付及び回答の公表

(1) 第一次審査に関する質問の受付

九州地方整備局は、第一次審査に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 26 年 12 月 11 日（木）～12 月 18 日（木）17 時まで

② 作成方法

様式集の様式 2「募集要項等に関する質問書」を用いること（Microsoft Excel2000 以上で対応可能なバージョンにより作成すること。）。

③ 提出先

電子メールの添付ファイルとして、上記 3. の担当部局に送信し、送信後、電話により着信を確認すること。

(2) 第一次審査に関する質問回答の公表

上記（1）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成 27 年 1 月 9 日（金）までに九州地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(3) 募集要項等に関する質問の受付（第 1 回）

九州地方整備局は、募集要項等に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 26 年 12 月 11 日（木）～12 月 26 日（金）17 時まで

② 作成方法

(1) に同じ。

③ 提出先

(1) に同じ。

(4) 募集要項等に関する質問回答の公表（第 1 回）

上記（3）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成 27 年 1 月 30 日（金）までに九州地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位

その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(5) 募集要項等に関する質問の受付（第2回）

九州地方整備局は、募集要項等に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。質問は、第一次審査の結果、第二次審査資料の提出資格があると認められた者のみ提出できる。

① 受付期間

平成27年2月4日（水）～2月9日（月）12時まで

② 作成方法

(1)に同じ。

③ 提出先

(1)に同じ。

(6) 募集要項等に関する質問回答の公表（第2回）

上記(5)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成27年2月27日（金）までに九州地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

10. 第一次審査

(1) 第一次審査資料の受付

応募者は、募集要項等に定めるところにより、第一次審査に必要な資料を提出する。第一次審査資料については、様式集に定めるところに従い作成すること。

① 受付期間

平成27年1月13日（火）～1月19日（月）17時まで

② 作成方法

様式集の様式3-1～様式3-12までを用いること（Microsoft Word2000以上で対応可能なバージョンにより作成すること。）。

③ 提出先

上記3.の担当部局へ事前に電話連絡の上、持参することにより行うものとし、郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は第一次審査資料の受付期間最終日とする。

(3) 第一次審査及び審査結果の通知

九州地方整備局は、応募者の参加資格要件（7.（1）から（6）の参加資格要件をいう。）の有無について、応募者が提出する第一次審査資料を総合的に審査し、応募者の中から第二次審査資料の提出資格があると認められる者を選定する。第二次審査の詳細については、事業者選定基準を参照すること。

九州地方整備局は、第一次審査の結果及び第二次審査に際する登録受付番号を、代表企業に対して、平成27年2月3日（火）までに書面により通知する。

(4) 参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答

第一次審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、九州地方整備局に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 受付期間

平成27年2月4日（水）～2月9日（月）17時まで

② 提出方法

上記3.の担当部局へ持参又は郵送によることとする。郵送の場合は、配達記録が残る方法とする。

③ 理由の回答

九州地方整備局は、参加資格がないと認めた理由の説明を請求されたときは、平成27年2月17日（火）までに、当該説明を請求した応募者に対して書面により回答する。

(5) 応募の辞退

第一次審査資料を提出した応募者で、応募を辞退する場合は、様式集の様式3-13「辞退届」を提出すること。辞退届の提出は上記3.の担当部局へ持参することにより行うものとし、郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けない。

11. 第二次審査

(1) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料の提出資格が認められた応募者は、募集要項等に定めるところにより、第二次審査資料を提出する。第二次審査資料については、様式集に定めるところに従い作成すること。

① 受付期間

平成27年3月24日（火）～3月30日（月）17時まで

② 作成方法

様式集の様式4-1～様式10-6までを用いること（Microsoft Word2000及びMicrosoft Excel2000以上で対応可能なバージョンにより作成すること。）。

③ 提出先

上記3.の担当部局へ事前に電話連絡の上、持参することにより行うものとし、郵送、フ

ァックス、電子メールによる提出は受け付けない。

(2) ヒアリングの実施

選定事業候補者の決定のため、応募者に対し必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。この場合、日時・場所等の詳細は代表企業に通知する。

(3) 選定事業候補者の決定方法

九州地方整備局は、第二次審査資料について、事業者選定基準に示す事項に関して総合的に審査を行う。九州地方整備局は、審査の結果を踏まえ、選定事業候補者を決定する。九州地方整備局は、第二次審査の結果を代表企業に通知する。

(4) 審査結果の公表

九州地方整備局は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び審査の過程について、九州地方整備局ホームページにおいて公表する。

12. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等（補足資料及び質問回答を含む。）に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。

応募をした者は、応募後、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 費用負担等

本公募期間の全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 通貨及び単位

本公募に関する提出書類、質疑、審査等において使用する言語は日本語、通貨及び単位は日本円及び計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定める単位とする。

(4) 応募者の提出書類

提出書類は様式集に従い作成すること。

(5) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、九州地方整備局が公表、

展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、九州地方整備局はこれを無償で使用することができる。なお、応募者から提出された提出書類については返却しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(6) 九州地方整備局からの提示資料の取扱い

九州地方整備局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(8) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 参加資格のない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が様式集に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2通以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

1.3. 契約手続き等

(1) 基本協定の締結

選定事業候補者は、選定事業候補者の決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき九州地方整備局と基本協定を締結しなければならない。

(2) SPC の設立

選定事業候補者は、基本協定に定めるところにより、事業契約の締結までに会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として SPC を設立する。

(3) 事業契約の締結

九州地方整備局は、事業契約書（案）に基づき選定事業候補者又は SPC と事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整った場合は、SPC と事業契約を締結する。

14. 契約保証金

九州地方整備局は、事業契約に基づいて SPC が実施する業務の履行を確保するため、各大規模修繕ごとに以下のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

- ① 会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項の例による契約保証金の納付
- ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項の例による契約保証金の納付に代わる有価証券その他の担保の提供
 - 1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - 2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は国が確実と認める金融機関の保証
- ③ 九州地方整備局又は SPC を被保険者とする履行保証保険の付保

SPC は、事業契約締結後、各大規模修繕実施前に当該保険証券の写しを九州地方整備局に提出するものとする。なお、SPC を被保険者とする履行保証保険が改修工事にあたる者によって締結される場合には、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被保険債務とする質権を九州地方整備局のために設定するものとする。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は各大規模修繕及びそれに係る設計費、工事監理費に相当する額の 100 分の 10 以上とする。

15. 事業契約に関する事項

(1) SPC の権利義務等に関する制限

SPC は、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ義務を第三者に継承させてはならない。

(2) 九州地方整備局と SPC の責任分担

① 責任分担の基本的な考え方

九州地方整備局と SPC は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

② 想定されるリスクと責任分担

九州地方整備局と SPC の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、九州地方整備局と選定事業候補者又は SPC の協議により定めるものとする。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、九州地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、九州地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

② 財政上及び金融上の措置に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、九州地方整備局はこれらの支援を SPC が受けることができるように協力するものとする。

(4) 付保する保険

SPC は、事業契約書（案）別紙 5 に示す保険及び提案した保険を付保するものとする。

16. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

SPC は、選定事業候補者が提出した提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

(2) 事業期間中の SPC と九州地方整備局の関わり

- ① 本事業は、SPC の責任において実施される。また、九州地方整備局は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- ② 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、九州地方整備局と SPC は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。
- ③ 基本協定及び事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(3) モニタリング

九州地方整備局は、事業契約書に定めるところにより、要求水準書に示す要求水準が満たされているか、提案事項が履行されているか否かを確認する。確認の結果、要求水準及び提案事項が達成されていないことが判明した場合又はその懸念が生じた場合は、九州地方整備局は、SPC に対して是正勧告等を行う。

(4) 財務書類の提出

SPC は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（会社法第 435 条に規定する計算書類、事業報告及びその附属明細書）を作成し、自己の費用をもって監査法人又は公認会計士による監

査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度終了後 90 日以内に九州地方整備局に提出する。

(5) 金融機関等と九州地方整備局との協議

九州地方整備局は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、予め SPC に本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

(6) 九州地方整備局を担保権者とした担保権の設定

九州地方整備局は、SPC に対し、九州地方整備局を担保権者として、SPC の株式及び生物資産等に担保権を設定させることができる。

17. その他

(1) 特定事業の取り消し

九州地方整備局は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、本事業を PFI により実施することが適当でないと判断した場合は、選定事業候補者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、九州地方整備局は、この旨を速やかに公表するものとする。

(2) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案（応募）することができる。

なお、本規定は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同社に問い合わせを行うこと。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構
TEL : 03-6256-0071 (代)

(3) 情報提供

本事業に関する情報提供は、九州地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

また、九州地方整備局が保有する既存図面のスキャンデータ (PDF ファイル) の提供を希望する場合は、随時九州地方整備局に申し込みを行うこと。

九州地方整備局ホームページ http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/park/index_pfi.html